

我孫子市生涯学習センター喫茶コーナー管理運営事業仕様書

1. 事業名

我孫子市生涯学習センター喫茶コーナー管理運営事業

2. 趣旨

我孫子市では、市民の生涯学習を支援するため、公民館・図書館の複合施設である我孫子市生涯学習センターアビスタ（以下「アビスタ」という。）を設置しています。併せて、市内在住の障害者の就労支援及び社会参加の場として、アビスタ内に喫茶コーナーを設置しており、新たに運営していただく事業者の募集を行います。

3. 施設の概要

(1) 名称及び所在地

名 称 我孫子市生涯学習センター喫茶コーナー

所在地 我孫子市若松26番地の4

(2) 管理面積 約96㎡（厨房面積含む）

(3) その他

(ア) 現在喫茶コーナーに設置してある厨房器具、備品等は別添資料のとおり

(イ) 厨房内は電気および水道の使用が可能

(ウ) 店頭において物品の販売も可能

4. 事業内容

喫茶コーナーの営業及び自動販売機3台（1階2台、2階1台）の管理運営。

5. 施設利用に関する条件

(1) 施設使用許可

自動販売機の設置に関しては、地方自治法第238条の4第7項及び我孫子市財務規則（昭和62年規則第9号。以下「規則」という。）第229条第1項第1号による使用とし規則第233条第1項の規定に基づき「行政財産（教育財産）使用許可申請書（第126号様式）」を提出のうえ、許可いたします。

(2) 契約方法

市と事業者が事業内容について協定を締結するものとします。

(3) 協定締結期間

令和6年7月1日から令和11年3月31日まで。

(4) 施設利用料

利用料は最低月一万円（税込み）。

- (5) 光熱水費
喫茶コーナーの光熱水費に関しては市の負担とし、自動販売機の設置に係る電気料金は事業者の実費負担とします。
- (6) 施設利用料及び電気料金の支払い
利用料及び電気料金は、市が発行する納付書で納入期日までに支払うものとします。納入期日については協定書で別に定めます。
- (7) その他経費の負担
別紙「経費負担区分表」のとおりです。
- (8) 禁止事項
事業者は、協定に基づき施設を使用する権利の全部または一部を第三者に譲渡し、又は請け負わせることはできません。ただし、個別の具体的業務についてはその限りではありません。
- (9) 協定の取り消し
(ア) 市は、次のいずれかに該当すると認めるときは、協定を解除することができます。
なお、この場合、市に生じた損害は、事業者が市に賠償しなければなりません。
① 事業者の責めに帰すべき事由により、適切な施設の管理が困難になったと認められる場合
② 事業者の財務状況が著しく悪化し、施設の管理が困難と認められる場合
(イ) 不可抗力その他、市又は事業者の責めに帰すことができない事由により、施設の管理が困難となった場合、市と事業者は、管理の継続の可否について協議を行うものとします。なお、協議の結果、当該事業者による施設の管理が困難と市が判断した場合は、市は協定を取り消すことができます。
6. 喫茶コーナーの運営に関する条件
- (1) 営業日・営業時間
営業日は、生涯学習センター開館日とし、利用状況等に応じて市と協議するものとします。
休館日は、我孫子市生涯学習センター管理規則第3条(休館日)に規定する日とします。営業時間は午前10時から午後4時を基本とし、利用状況等に応じて市と協議するものとします。
- (2) 責任者の配置
管理・運営においては責任者を明確にし、市との連携を図ってください。
- (3) 提供メニュー(販売品)及び価格等
(ア) 提供メニュー及び価格は、事前に市と協議のうえ、事業者にて定めることとします。調理を要する場合、ガスコンロなどの生火の使用はできません。なお、地域振興のため「白樺派カレー」を提供してください。

(イ) センター内施設等に影響を与えるような匂いの強いメニューは原則不可とします。また、場合によっては、販売メニューの変更を指示する場合があります。

(ウ) アルコールの提供及び販売はできません。

(エ) 授産品等の販売は可能とします。

(4) 廃棄物等の処理

喫茶コーナーの運営によって生じる廃棄物については、その回収に必要な容量のごみ箱を事業者が設置し、廃棄物は生涯学習センターの外にある市が指定する集積場所に分別して廃棄するものとします。なお、粗大ごみなどの一般ごみ以外については事業者の負担で処理してください。

(5) 駐車場の使用

アビスタ駐車場については、市が必要と認める場合は無料で利用できます。

(6) 営業許可の申請

食品衛生法に基づく営業許可の申請、その他法令が定める官公庁への申請・届出等については、すべて事業者の責任において行うものとします。

(7) 衛生管理

事業者は、食品衛生法及び関係法令などを遵守し、衛生管理に十分に注意を払い、食品衛生上の問題などが発生した場合は、直ちに市に報告のうえ、全て事業者の責任と負担において対処するものとします。

(8) 食品等の搬入・搬出方法

食材及び物品等の搬入を行う際は、生涯学習センター駐車場側の出入り口を利用するものとします。来館者の安全に十分配慮のうえ、可能な限り短時間で作業を行ってください。

(9) 備品の取り扱い

別紙備品台帳に記載の備品については現状渡しとし、備品の故障が発生した場合には、速やかに市に報告してください。施設備品については事業者には瑕疵がある場合の修繕は事業者の負担とします。経年劣化による修繕は市で対応いたします。前事業者からの引継ぎ備品の買い替え及び修繕は事業者の負担とします。食器等の消耗品の損失分については、事業者の負担で補充してください。

(10) 保険の加入

事故・火災・食中毒等に関する保険は事業者で加入してください。

(11) 清掃業務

厨房及び飲食スペースを清潔に保つために、床、調理器具、設備、机、椅子等の清掃を行ってください。ごみの分別及び処理を徹底し、特に厨房は清潔に保つように行ってください。

(12) 緊急時における連絡体制等の構築及び避難訓練への参加

市から緊急の連絡をする場合（施設の営業時間外も含む。）について、速やかに連絡

できるような体制を構築し、市に報告してください。

また、施設が年に2回実施する避難訓練については、責任者または従業員が最低1名参加できるようにしてください。

(13) 満了時に伴う引継業務

事業者の変更に伴う引継ぎ業務に協力してください。

7. 前事業者からの引継ぎについて

(1) 製氷機の取り扱い

製氷機は、使用期間が2週間以上空いた場合メンテナンスが必要となります。1週間に一回はかならず使用してください。メンテナンスが必要となった場合は事業者の実費負担となります。

(2) 冷凍庫の取り扱い

冷凍庫の保守契約は2025年6月28日までとなっています。引継ぎにあたっては保守業者における審査がありますのでご承知おきください。なお、現在保守費用は月額7,920円です。また、保守の引継ぎ費用として11,000円の負担となります。メンテナンス費用や保守費用、保守引継費用は事業者負担となります。なお、保守費用は準備期間より発生いたしますのでご注意ください。

8. 法令等の遵守

施設の管理運営に当たっては、次に掲げる法令等を遵守してください。

- ① 地方自治法
- ② 我孫子市生涯学習センター管理規則
- ③ 障害者基本法
- ④ 障害者総合支援法
- ⑤ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
- ⑥ 個人情報の保護に関する法律
- ⑦ 労働基準法
- ⑧ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律
- ⑨ 食品衛生法
- ⑩ 食品衛生法施行規則
- ⑪ その他、管理・運営に関する法令等

9. その他

(1) 公の施設であることを常に念頭に置いて、運営を行ってください。

(2) 施設管理者と連携を図った運営を行うものとします。

(3) 事業者が喫茶コーナーの管理運営に係る各種規定・要綱などを作成する場合は、市と

協議を行うものとしてします。

- (4) 市の求めに応じて、事業報告や収支報告を提出してください。様式は任意です。
- (5) その他、この仕様書の各項の解釈について疑義が生じたとき又はこの仕様書に定めのない事項については、市と協議の上定めるものとしてします。

別紙 経費負担区分表

No.	項目	備考	区分	
			市	事業者
1	光熱水費（喫茶スペース）	運営に必要な電気、上下水道使用料	○	
2	電気料金（自動販売機）	施設内設置の自動販売機の電気料金		○
3	設備、厨房機器の修繕	施設付帯設備の修繕	○	
4	前事業者からの引継ぎ備品の修繕及び保守。厨房機器の追加購入			○
4	施設の修繕	水道設備や電気設備、空調設備など施設全体に関わる修繕	○	
5	食器等の購入費			○
6	床面清掃	厨房内以外の飲食スペースの床面清掃（毎朝実施）	○	
7	日常清掃	上記以外の机、椅子や日中の清掃		○
8	廃棄物処理費	一般ごみの処理費	○	
9	喫茶スペースの運営に係る保険料	運営上で発生する恐れのある食中毒や火災等に対応するための保険料等		○
10	その他諸経費	消耗品、広告宣伝費、従業員に関する費用等		○